

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 消費税法基本通達の改正

Q : 消費税法基本通達が改正されたそうですが、内容を教えてください。

A : 企業組織再編税制に関連する改正が主な内容です。

【解説】

国税庁はこのほど、消費税法基本通達の一部を改正しました。今回の改正の主な内容は、平成13年度の改正で導入された企業組織再編税制に対応したものです。

具体的には、「分割があった場合の課税事業者選択届出書の効力等」では、分割法人が提出した課税事業者選択届出書の効力は、分割承継法人には及ばないと規定し、そのうえで、分割承継法人が課税事業者となるには、新たに課税事業者選択届出書を提出しなければならないとしています。

また、「分割等があった場合の納税義務」では、分割等が行われた日の属する事業年度と翌事業年度において、新設分割親法人の基準期間の課税売上高が3千万円を超えた場合、新設分割子法人の納税義務は免除されないこととし、新設分割親法人の納税義務は、新設分割親法人の基準期間の課税売上高によって判定することとしています。

その他、「新たに設立された法人の最初の課税期間開始の日」、「分割があった場合の課税期間特例選択届出書の効力等」、「合併法人等が簡易課税制度を選択する場合の基準期間の課税売上高の判定」、「合併・分割があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等」等多項目にわたって改正されています。

